

長久手市広告媒体の設置及び広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市役所庁舎内への広告媒体の設置及び広告の掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 長久手市広告掲載要綱第2条に規定するもののうち市役所庁舎内に設置するものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体の広告枠に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 設置者 広告媒体を設置するものをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告の内容が、長久手市広告掲載要綱第3条第2項各号の規定に該当する場合は掲載しない。

(広告募集方法)

第4条 広告媒体への広告掲載に関し、設置者が広告主の募集を行うものとする。

(広告主及び広告の審査)

第5条 所管課等の長は、広告の掲載の申込みがあったときは、長久手市広告掲載要綱第10条に規定する審査会に審査を依頼するものとする。

(納税状況の確認)

第6条 審査の際に、本市での広告主の納税状況の確認を行うものとする。確認事項は、個人にあつては、個人市民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税、法人にあつては、法人市民税、個人市民税（特別徴収）、固定資産税及び軽自動車税とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、別に定めがある場合を除き、広告事業者からの提案によるものとする。

(広告料等の納付)

第8条 設置者は、市が指定する期日までに、広告媒体の設置に関する行政財産目的外使用料、電気使用料及び広告掲載料を納付するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市及び設置者間で締結する協定書で定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。